

閲覧用  
パブリックコメント  
令和8年1月9日

## 「新潟市いじめの防止等のための基本的な方針」の改定の要旨

新潟市教育委員会

### 1 改定の理由

- (1) 前回の改定（平成29年4月1日）から8年が経過し、社会情勢や教育環境が大きく変化している。また、市教委の施策も改定当時から変化しており、現状と合致していない記載内容が散見されること。
- (2) いじめ重大事態の調査に関わって、現行の組織体制では調査組織の在り方や調査の運用に不都合が生じている状況があること。

### 2 改定の要旨

#### (1) 国の「いじめ防止等のための基本方針」（以下「国の方針」という）に沿った記載内容の見直し

項目立て及び記載内容について、国の方針に沿うことを原則として、内容の加筆及び修正を行う。

（主な変更点）

- ・第Ⅰ章4（P4）「いじめの防止等に関する基本的な構え」(1)～(5)  
国の方針に沿った記述に基づき、加筆修正。
- ・第Ⅳ章1（P19）「重大事態の発生と調査」(6)  
国の方針に沿った記述に基づき、加筆修正。

#### (2) 社会の変化に合わせた内容の見直し

新しく定着した概念や考え方、市民感覚を踏まえ、記載内容を見直す。

（主な変更点）

- ・第Ⅲ章3（P15）「学校におけるいじめの防止等に関する措置」(1)  
教職員の言動による児童生徒への影響について加筆。
- ・第Ⅲ章3（P16）「学校におけるいじめの防止等に関する措置」(2)  
性自認、外国にルーツをもつ児童生徒への対応を加筆。

#### (3) 現在の市教委の施策に基づいた内容の見直し

現行の施策に合致していない記載内容を削除し、現行の施策を記載する。

（主な変更点）

- ・第Ⅱ章2（P7）「教育委員会の取組」(1)～(3)  
現行の施策に合わせて内容を加除修正。
- ・第Ⅲ章3（P15）「学校におけるいじめの防止等に関する措置」(2)  
現行の施策に合わせて内容を加除修正。

#### (4) いじめ重大事態に関する内容の見直し

国のガイドラインに沿った内容を盛り込むとともに、これまで市が対応したいじめ重大事態調査の現状を踏まえ、記載を加筆修正する。

(主な変更点)

- ・第Ⅱ章1 (P7) 「いじめの防止等のための組織の設置」(3)

調査の公平性、中立性が確保されるよう「いじめ重大事態調査第三者委員会」を教育委員会の附属機関として新たに設置。

- ・第Ⅳ章1 (P19) 「重大事態の発生と調査」(4)(5)

教育委員会調査は「第三者組織」による調査とすることを明記。

- ・第Ⅳ章2 (P24) 「調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置」

市長の附属機関による「再調査」を明記。